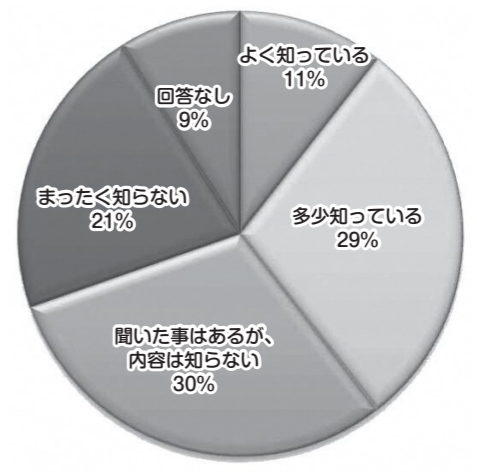


誰もが安心して生活できる地域づくりに向けて、
あなたを、そして大切な人を守る

成年後見制度

問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53・2111(内線3432) 記事ID 0045919



【図1】「成年後見制度」について、知っていますか？（住民向けアンケートより）

「まったく知らない」「聞いた事はあるが、内容は知らない」と答えた方が、半数以上を占めており、まだまだ認知度が低い現状にあります。



成年後見制度をご存知ですか

「認知症のある母が詐欺にあつてしまったらどうしよう...」「両親が亡くなり、知的障がいのある息子が独りになってしまった...」

このように、認知症や加齢、障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、必要な手続きや財産管理をすることが難しい場合があります。

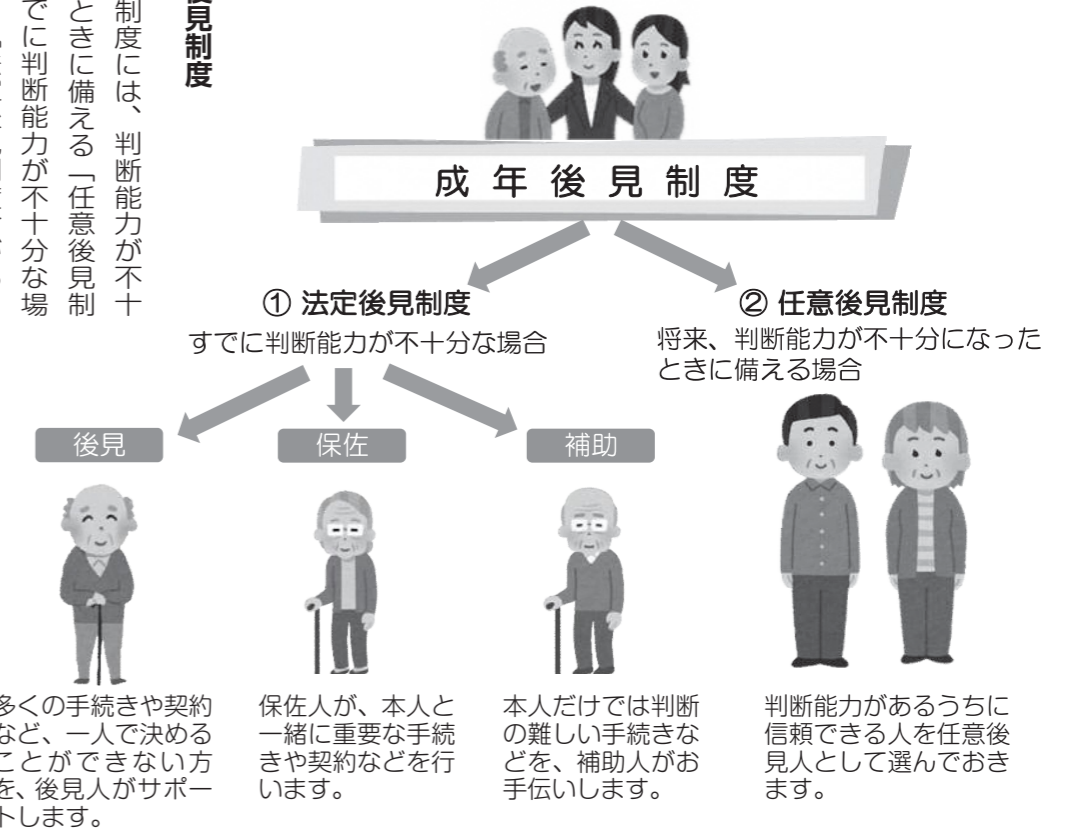
また、自分一人では判断ができず、不利益な契約を結んでしまい、詐欺や悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度は、後見人などが財産の管理や契約行為、書類の確認などをお手伝いしたり、定期的に訪問して生活状況を確認したりしながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行う仕組みです。

二つの後見制度

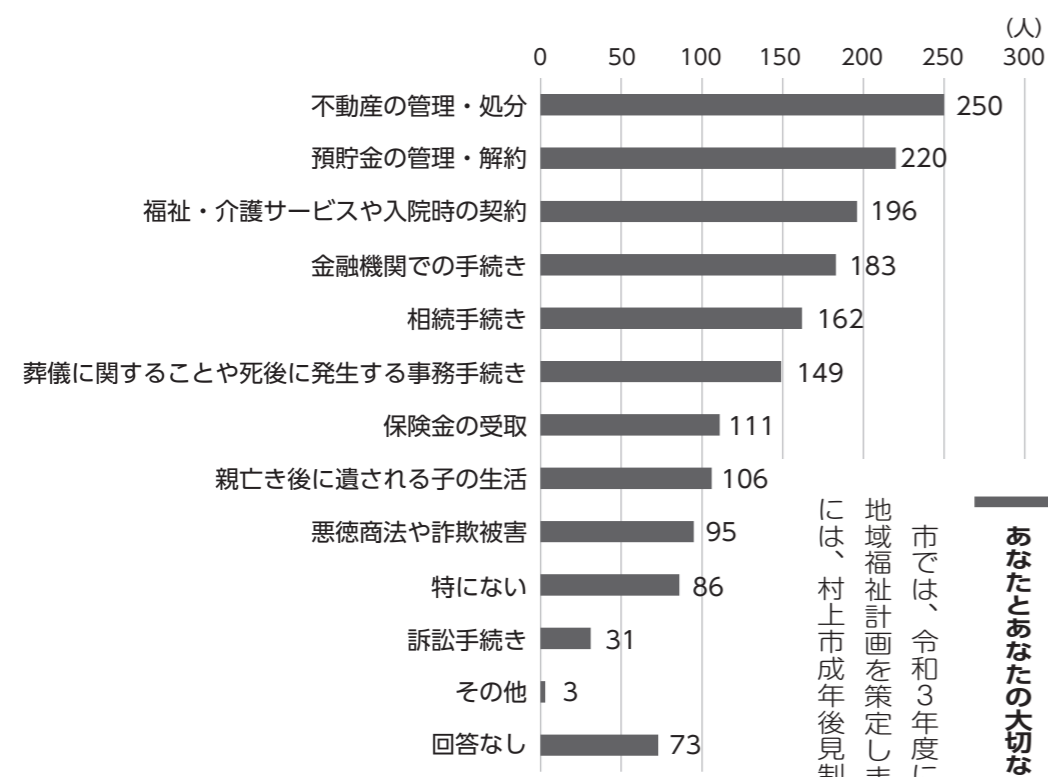
成年後見制度には、判断能力が不十分になったときに備える「任意後見制度」と、すでに判断能力が不十分な場合に利用する「法定後見制度」があります。

さらに、「法定後見制度」については、本人の判断能力の程度によって3つの類型に分類され、後見人などに与えられる権限や職務の範囲が異なります。



【図2】あなた自身や身近な方について、判断能力が不十分な状態になったときに困るであろうこと、または実際に困ったことはありますか？（住民向けアンケートより）

判断能力が不十分になった場合の課題として、「不動産の管理・処分」「預貯金の管理・解約」「福祉・介護サービスや入院時の契約」などが多く挙げられました。



中核機関がサポートします

市では、制度に関する相談や利用に向けた支援を行うため、村上市社会福祉協議会と連携し中核機関を設置しました。お気軽にご相談ください。

- 【問い合わせ】**
- ☎ 介護高齢課 村上市地域包括支援センター (☎53-2111内線3432)
 - ☎ 福祉課 障がい者基幹相談支援センター (☎53-2111内線1311)
 - ☎ 村上市社会福祉協議会生活支援課 (☎62-7756)

あなたとあなたの大切な人のために

市では、令和3年度に第2期村上市地域福祉計画を策定しました。その中には、村上市成年後見制度利用促進基

本計画が**含まれて**います。計画には、たとえ判断能力が不十分になっても、その人がその人らしく尊厳のある暮らしを続けられるような地域づくりを目指すことが盛り込まれています。そして、そのための方法の一つが成年後見制度と言えます。

自分自身のために、そして大切な人のために、成年後見制度について考えてみませんか。

※計画策定に伴い実施した住民アンケートの一部を抜粋して掲載しました(図1・2)

利用者の声 (被保佐人から)

お金の管理ができずに無駄遣いしてしまうことがありました。でも、お金の管理をしてもらって、自分でもお金の使い方を考えられるようになりました。

毎月お金を届けに来てくれる時には話を聞いてもらったり、相談に乗ってもらったりしているので助かっています。

